

判例研究

セクハラ事件の特徴と心証形成上の問題点

—龍谷大学事件・大阪高裁平成26年3月5日判決について—

萬井隆令

I はじめに

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を理由として懲戒解雇された大学教授が、性的行為は合意の上のことでセクハラにはあたらないと主張し、解雇無効の確認と実名が推認される形の記者発表による名誉毀損を不法行為として1000万円の損害賠償を請求した龍谷大学事件において、京都地裁第6民事部は2013年1月29日、セクハラはなかったから懲戒解雇は無効、ただし被告の調査に落度はないとして不法行為性を否定した。控訴を受けた大阪高裁第2民事部（河邊義典裁判長、善元貞彦、上野弦裁判官）は14年3月5日、地裁判決とほぼ同じ結論をとった⁽¹⁾。

いずれも、セクハラの有無と調査の在り方の当否等について判断が分かれる比較的珍しい判決であり、改めてセクハラの存否認定に係る心証形成の在り方の問題点が浮き彫りになった。

本判決には、目を疑うような裁判官による証拠の「変造」がある。また、事実認定は自由な心証に委ねられる（民事訴訟法247条）とはいえ、裁判官も証拠、経験則や論理法則には拘束されるし、資料・状況の解釈は社会良識に沿ったものでなければならないが、セクハラについての無理解に起因する、看過し難い事実誤認がある。

II 事件の概要と判旨

<事実の概要>

Aは07年4月、甲大学大学院修士課程を経て乙大学大学院博士課程に入学した（女性、当時28歳）。原告（控訴人）Xは、乙大学を同年、定年退職し、4月から龍谷大学（以下、Yという）の特別任用教授として赴任した（男性、当時63歳）。

Aの申立を受けて、Yは調査の結果、悪質なセクハラがあったと認定し懲戒解雇したが、Xはセクハラにはあたらない、記者発表は不法行為にあたると主張した。京都地裁は次のように判示し、本件処分は無効だが、処分公表は不法行為には当たらないとした。

(a) Xの行為は大学教員として不適切であるが、Aの望まない性的行為ではなかったから、セクハラには該当しない。したがって本件懲戒解雇は違法、無効である。

(b) 現実に性的行為があり、Aの供述も不合理であると直ちに排斥できず、Yの調査に過失があったとは言えず、セクハラが存在を認定したことはやむを得なかった。

(c) 処分公表は客観的には名誉毀損にあたるが、事案の性質上、最低限の情報を提供して社会に対する説明責任を果たす必要性は高く、公共の利害に関し専ら公益を図る目的によると認められ、Yには摘示事実を真実であると信じるにつき相当な理由があった。

<判旨>

大阪高裁は、性的行為について争いはないから、問題はそれがAの「望まない」行為か否かであるとし、以下のとおり判断した（以下、他の論点は省略する）。

(1) XとAの客観的な関係

Xの専攻、業績、学会会長の経歴や乙大でAが指導を受けるE教授の学位

論文審査の主査であった等の関係から、「同種の学問を目指す」Aにとって「権威ある学者」であるだけでなく「本件研究室になお影響力を持つ」と受け止められ、Xは「研究活動上、指導的又は優越的な地位に」あった（判決本文16～17頁。以下、判決は頁数のみ示す）。

（2） 事実経過

Aは07年4月にE教授と甲大学での恩師F教授が催した会食の席でXを紹介され、7月29日の研究会－懇親会終了後、Xを自宅に送るようにとのE教授の指示でタクシーに乗りAの下宿近くで降車し、別れた。ところが、急に激しい雨になり、Xを気遣って傘を持って駅に駆けつけ、近辺を歩いた後、下宿の前でXにキスされた。8月5日にはXから研究上の話をするといって誘われ、呼び出されたホテルで食事の後、下宿で性行為があった。

本件のキスおよび性行為は「一定の指導上の影響力」を持つXが「知り合って短期間のうちに、特に親密になった事情もないのに、また、明示的な同意もな」く行なわれた。

Aの尋問は実施されず、精神科医やカウンセラーのAの「人物像に関する意見が一致しない」から、Aの供述をそのまま前提とはできない。

その後も性行為は数回あり、多数のメールが交換された（17～19頁）。

Aは乙大の全学相談員に相談したが、感情の行違いの激化を経て11月7日頃に相談を取り下げた（23～24頁）。08年1月、AはE教授にキスのことを告げ、退学について相談した。この頃、Xとの絶縁を告げる文章が増え、「ただ射精が目的な人」（15日）、「やれば去っていく　そして思考とか言い出す」（16日）などXを非難している（24～26頁）。

08年2月、妊娠の可能性を伝えたが、ドイツ滞在中のXの「恐ろしい罰が当たったのだろうか」との返信に激しく反発した（26～27頁）。また8月頃、Xが友人の白血病について書いたところ、Aは「一体何の流れで白血病の話が唐突に出てきたのか」と反発し、乙大への相談を「取り下げたことを後悔している」と書いた（27～28頁）。09年6月、Yに申立てを行なっ

た(28頁)。

(3) A・X間の出来事とメールの検討と結論

A・X間で交換されたメールは内容も特異で「合理的…整合的に説明することは困難」であるが、メール群が重要な証拠である。

(a) 07年7月29日の最初のキスの後、指導上の影響力を考慮すると「メールを送信せざるを得ない」とは言え、「せいぜい儀礼的なものにとどまるものと考えられる」が、実際には「Xを嫌悪する調子が全く見られないばかりか、むしろ、まずXの帰宅の無事を気遣い…自ら内心の問題を述べ」ている。

8月5日性行為の後、「子供の頃の思い出など日常的な話題を内容とするものであって、Xを嫌悪したり避けたりするものは見られ」ない、8月中旬から9月中旬まで4回の性行為があったが、この間、Aはイギリスに行く予定や、「逢えるのが嬉しいです」とか、「エッセイを読んで先生のこと怖いって思いました…ホームページが先生と繋がる窓だったら、私、知り合っていないと思いました」などと書き、「穏やか」で「性行為を否定的に表現する」ものはなく、「むしろ親しみを込めた内容」もあり、「Aが望まない性的な行為であったことをうかがわせるものは認められない」(19頁、29～30頁)。9月下旬から「たまゆら」「わたり丸」などと呼び合うようになった(21頁)。

(b) 10月の札幌における学会の際、9日に性行為があり、京都に戻った後、Aは体調不良や「Xとの関わりの持ち方に不安をのぞかせ」、12日未明、5年前の生活を振り返り、「もう昔のことだけど、両足突っ込まなかった自分に悩んでいました…何であっちに行かなかったんだろうって」と書いた。Xは「いま投げるのを急に止めたら、Aはもっと大揺れになって、何よりもこの2ヶ月余の『クロス』が無意味な出来事になって、実に詰まらないことになってしまう…あっちへ行ってしまったら…存続できずに窒息していたに違いないよ」などと返信した。Aは「私はあなたの言葉に揺れ

ています。うまく言えない。そのまま受けていきたい気持ちと、片方でこれ以上投げてこないでって気持ちで」と返信し、直ぐ後、「言葉がぐんぐん染み込んできて仕方ないです。待っていた言葉が溢れている」と送信し、15日には「時間と関係が熟したら…63歳であることを受け止められるの？…知らない時間がたくさんあって、辿りたいと思っても辿れない」などと送信した。それは、「Xに惹かれながらも、そのような関係を続けてよいのかという不安と受け取るべき」である（21頁、30～31頁）。

（c）「当初の行為は、Aが望んだかどうか、期待したかどうかはともかく、少なくとも、Aが望まない行為であったと断定するには疑問がある」。

「相談や申立ては…その時々…反発等からなされた」と解され、本申立て以外は取下げられた。真意を理解し難いメールも多数あるが、その後の性的関係は「むしろ、Aが積極的に求めたとみることができる」から、セクハラとは判断できない（31～33頁）。

Ⅲ 検討

セクハラ事件には客観的証拠がなく、第三者の証言は得られず、当事者の主張の信憑性を見極めが課題になり、またそれが決め手になることが多い。したがって、可能な限り客観的事実を確認し、その意味を探究する一方で、当事者の主張については矛盾等も剔抉しながら、その論理性、一貫性を見極め、申立に係るセクハラに関わる全体的な像を的確に把握しなければならない。

1. 証拠の「変造」について

決して許されないことだが、裁判所による証拠の「変造」がある。

(1) 判示

本判決は、Aの07年10月12日「もう昔のことだけど…」というメールに対し、Xは「いま投げろのを急に止めたら…」で始まるメールを返信した。それを受けてAは「私はあなたの言葉に揺れています……」と返信したと叙述した(21頁、30～31頁)。

(2) 裁判所による送受信の順序入れ換え

(a) 問題のメールは次のような状況で出された。すなわち、札幌で10月9日の朝、ホテルのチェックアウトの直前にXはAの部屋に行って「体調が悪いという」にもかかわらず性行為に及んだ(20頁)。9日、10日の行程は不詳だが(周辺の観光と推測される)、Aは「帰りをずらそうとし」て10日は関西空港の近くのホテルを予約して泊まり、そこから、もう二度と関わりたくないという趣旨のメールを送った。だが、結局、11日昼頃に京都駅周辺で会った。その時、学友がXとのキスのことを知っていることが話題になり、Xは気にしていた、とAは述べている⁽²⁾。

メールに係る裁判所の当該叙述は第一審に提出された甲9号証に依っている。甲9号証は、メールを自動的に保存用ボックスに移す機能を備えているユードラというソフトを使ってXが保存したメールのうち、Xが送信したメールは相当数は削除したり⁽³⁾、2つのメールを接合したものもあり⁽⁴⁾、完全に「自動保存」されてはいないが、それを除けば、送受信が時系列に従ってそのまま順序どおりに保存されている。甲9号証は450頁に及ぶ膨大なメール群であるが、AとXのメールはラインで区切られながら続き、頁数も打たれているから、送受信者と順序は一目瞭然である。本判決も「送受信日時及び記載内容については信用できる」という(14頁－原審判決を引用)⁽⁵⁾。なおXは、Aに送信したメールを別に保存して甲12号証とし、さらに後日、「抜粋」し甲35号証として提出している。

(b) 甲9号証によれば、Aは①12日02時44分、Aという署名で「もう昔

のことだけど…」のメールを送った。③同日19時47分発信には、返信を意味するREが付いて「Subject: RE: クロス」とあるから、(甲9号証では削除されているが) その中間に「Subject: クロス」と題する、XとAの交流を「クロス」と名付けて有意義なものと説いているXの②メールがあったに違いない。それに対しAは、Aという署名で③「Re:クロス」メールを送った。それには、「…もう投げてこないで…」の言葉の後に、「クロス」という言葉に疑問を呈し、否定的意味を持たせながら僅か3行の中に「クロス」が4回も出てくる。それに対してXは④(発信時間は削除されているため不詳)「いま投げるのを急に止めたら、Aさんはもっと大揺れに……2ヶ月余の『クロス』が無意味な出来事になって…」と述べている。

③「…もう投げてこないで…」に対して、Xが④「いま投げるのを急に止めたら…」と返信するのは、「投げる」がメールを出すことか性行為などの他の働きかけかは明快ではないものの、Xの何らかの行動・行為を指すと理解され、脈絡としては自然な流れになる。だが、判示のようにXの④「いま投げるのを急に止めたら…」が先だとすると、その前に当該行為を想定させるものは何もないから、「投げる」の意味が判らなくなる。また、文脈からしてもクロスにカギ括弧をつけていることからしても、④はAのメールを受けた返信であることは明らかである。

甲35号証では④メールにXが自ら「Fri.12 Oct 2007 19:47 を受けて」という注記を付しているから⁽⁷⁾、その点からも順序は明確である。

要するに、メールの順序は、Xの②に依ってAが③「私はあなたの言葉に揺れています…もう投げてこないで…」を出し、それに対してXが④「たまゆらさん、そしてAさん」と呼びかけ、「いま投げるのを急に止めたら、Aはもっと大揺れになって…」で始まる、Aに関係継続を強く説得しようと試みる調子の長文の返信をした。その説得を受け入れたものか、同日23時25分、今度は「たまゆら」名でAの⑤「Xの言葉がぐんぐん染み込んできて仕方ないです」と続くのである⁽⁶⁾。

したがって、Aの③「あなたの言葉に…」が指しているのはXの②「クロス」メールの中の言葉（文章）であって、④メールあるいはその中の言葉ではない。Aの⑤が指す「言葉」は④の中の言葉である。

それでもまだ、Aは翌13日17時55分に⑥「閉じようとしているのに、Xがそこにいるから閉められない」、21時25分には、7月29日に傘を持って行ったことに関わり、⑦「夕立嫌いな。走って行っていなかったら帰ればいいって思ってた。最初から閉じたままでいたのに」、14日0時34分には⑧「私はまだ抜け出せてない…札幌のホテルでの気分を引きずったままです。今も吐き気は治まらないです」と、後悔し迷い続けている自己を描き伝えている⁽⁸⁾。

この後、急速にAは精神のバランスを崩した状態に転じていく。その意味で、12日19時47分のAの③メールに始まる往復は本件で両者の関係の進展上、重要な転機となった。

(c) 筆者は高裁宛て意見書において、「時期および内容から見て、当該メール（筆者注－③の12日19時47分「：Re:クロス」）はA自身がそのことに気が付き、不安に駆られつつ、しかしまだ比較的冷静に事態と自己の心理状態を分析しているとみられ、重要な位置を占める…だからこそ、それを直感したXが即座に、『Xがいま投げるのを止めたら、Aはもっと大揺れになる、『あっちへ行っちゃってしまっていたら…存続できずに窒息していたにちがいない』といった脅し・透かしとも取れる表現を使って、関係を断たないよう働きかけるメールを送った」と指摘した⁽⁹⁾。

しかし、その指摘を無視して、本判決は送受信の時系列を逆転させてAの③をXの④に対する「返信」と位置付け、それはXを「避けたいという趣旨ではなく、むしろXに惹かれながらも、そのような関係を続けてよいのかという不安」であるとし、結局、「Aの望まない性的な行為があったことをうかがわせるものとは認められない」との結論を述べている（31頁）。

Xは⑩（14日11時41分のAの⑨メールへの返信で）「いま、大事な瀬戸際だという気がする」と言って働きかけを続けたからこそ⁽¹⁰⁾、関係は長引き、Aはますます精神的不安定さを増し、遂には自死を図るに至った⁽¹¹⁾。Xの責任は重い、本判決は関係を維持すべくAを離すまいと執拗に働きかけるXの姿を見誤り、状況の真相を把握し得ていない。

（3） 送受信の順序入れ換えを導いたもの、それが導くもの

送受信の前後の入れ換えは、不注意によるメールの趣旨の取り違え、認識不足とは性格をまったく異にする。

（a） 何がそのような入れ換えを導いたのか。削除されているXの②「クロス」メールを④「いま投げるのを急に止めたら…」と勘違いした可能性が考えられる。

しかし、仮に、当初、裁判官の誰かに勘違いがあったとしても、合議体の3人全員が揃って勘違いするとは考え難いし、本件では当初指定された判決言渡し2回、ほぼ90日間も延期されたが、その間、証拠を読み直す過程で誤解に気がついた筈である。

裁判所自ら、「送受信日時及び記載内容」は信用できると2度も念押しする（14頁および18頁）甲9号証で問題のメールは①－③－④－⑤の順に並んでいること、文章の脈絡・内容から判断される前後関係、そして甲35号証のX自身による③を受けた④であるとの注記という、3点のポイントがあるが、それでも誤解に気が付かなかったとすれば、裁判官としての適格性を疑われてもやむを得まい。

（b） 意図的な順序入れ換えではないが、送受信の順序に疑問を感じながら、合議の上で、あえて判示したと推測できなくもない。本判決は先に見たように原審判決を引用しながら重ねて、「記載された送受信日時において、記載のメールが送受信されたものというべきである」と述べるが（18頁）、妙に力んだ印象が拭えない。そのような疑問を封印するためでは

ないかとも推測される。しかし、何故、そのようなことをしたのかは想像しようがない。疑問を感じたのであれば、そこで再検討すべきであった。

(c) いずれにせよ、甲9号証は確定したもので変えようはないが、本判決が送受信の前後を入れ換えたことは、証拠の「変造」と言われてもやむを得まい。それによって文章の意味を全く逆さまに描くことになった。その結果、極めて重大な事実誤認というべきだが、少なくともX・Aの性的関係の「初期」、すなわちAが精神的バランスを辛うじて保っていた10月13日ころまでについても「Aが望まない性的な行為」であったということ認めなかった。

訴訟当事者は、客観的な書証の上で動かしようのない、メール送受信の時系列の入れ換えを裁判所がするなどとは想定し得べくもないから、予め警告するなど防御策を講じることなど凡そ考え付きもしないし、できない。メール送受信の時系列の入れ換えが判決に突然示されるようなことが許されるならば、当事者が筋を通して主張、立証をしても無駄、無意味ということになり、裁判制度の基礎が揺らぐことになりかねない。

上告されなかったため確定することになったが、それで本件判示が裁判史上に残した汚点が消えるわけではない。上告理由の緩和や民事再審制度の再検討を促すほどの意味を持つと考えられる。

2. セクハラ事件の特徴と事実認定の要点

(1) 基本的視点

(ア) セクハラと「強いられた同意」について

(a) 本判決は、「指導上の影響力」を持つXが「知り合って短期間のうちに、特に親密になった事情もないのに、また、明示的な同意もないのに」性行為等を行なったと認定したが、「望まない行為であったとはいえない」と述べてセクハラとは判断しなかった。

本来、性的な問題は最大限、個人の感情や意思が尊重されるべき性格の事柄であり、性的行為は基本的に双方による真の合意があって初めて行われるべきものである。判決は「特に親密になった事情もない」というが、XとAは対等な人間として「親密」になる立場にはない。むしろ、それとは対極的な関係にあった。著作も数多く研究業績は豊かで、国内だけでなく国際的にも認められた当該分野における第一人者であり、学会の会長を務め、しかも甲大時代の恩師Fと乙大で指導することになったEが会食の席を設けて、今後の指導を依頼し紹介された、俗にいう「功成り、名遂げた」Xは、研究生活の緒に就いたばかりのAにはどれほど巨大な存在に映ったか測り知れない。それはむしろ、性的な意味で「親密」になることの障壁になる。顔を合わせて2回目にキスされたAの心理は想像に難くないし、3回目に性行為をすることは一般常識からすれば想像を絶する。そのようなことが、「望まない行為であったとはいえない」という二重の否定形によってしか表現され得ない消極的な「同意」によってセクハラが否定されるに到る筋道は理解し難い。そうなっても奇異には感じさせない、よほど特別な事情の存在が証明されて初めて、セクハラではないという判断が成り立ち得る。

(b) 本件初期の数回の性行為については、積極的な拒否、抵抗等の行為がない場合、両者の関係からして先ず「強いられた同意」を推定するのが自然である。「強いられた同意」は真意に基づく「合意」と対極に位置する。

ちなみに、痴漢行為は通常は男性が見知らぬ女性の身体に衣服の上からまたは直接に触れる犯罪行為である。痴漢の場合にも羞恥、恐怖などから明確に拒否・抗議行動に出られないことがあるとはいえ、見知らぬ者同士であるから、被害者が加害者の地位・権限・力の類と自らの立場の関係を考慮して「同意」を「強いられる」ことはない。したがって、心理的拘束を脱すればその時点で痴漢行為を批判し告発することになる。

しかしセクハラの場合は、両者の人間関係が、少なくとも行為の瞬間、さらにその後しばらくは「同意」を「強いる」ことが大いにあり得る。それがセクハラの特徴でもある。

「強いられた同意」を生み出す要因は両者の具体的な人間関係である。セクハラは地位・立場の上下関係がある場合、優位に立つ者がそのことを背景に行う。日本では企業や団体の役職者といえども部下の職員の解雇や労働条件を専断できる権限を持たない。したがって、個人事業主とか派遣労働者に対する派遣先の管理者のような場合を除き、経済的な対価を示し、対応により利益あるいは不利益を受けるといった直接的な利害を絡めた形のセクハラは比較的少ない。さらに、行為者がその「優位」性を積極的に示すとは限らないし、また被害者が「同意」しない場合の不利益を具体的に認識しているとも限らない。いわば、何となく抵抗しにくかった、ということも少なくない。それだけに、何故、被害者はセクハラ行為をその時に拒絶し抵抗しなかったのか、何故、直ちに告発しなかったのか、という常識的な質問に納得のいく説明をすることは必ずしも容易ではない。

したがって、それぞれ個別の事情がある具体的な事案に即して、「強いられた同意」の存否を慎重に検討することが不可欠である。

(c) 人は事実や意図・感情を常に直截的に表現するとは限らない。話していて、「さすがに、法学部出身だね」と言った場合、「よく、そんな非論理的なことを言うよ」とか「他人を言いくるめることだけは上手だね」という皮肉を込めていることは少なくない。セクハラ事件では多くの場合、女性の置かれた社会的な立場が求め、強いる、対人関係を特に配慮した社交辞令、婉曲表現はしばしば見られるし、時には皮肉を込めて、表現された文言とは全く逆の意味を伝える反語法を用いることもある。

したがって、セクハラ事件で関連するメールの文章を引用・紹介してそのままの意味で理解するのは、書証に忠実であるかに見えるが、一般社会
(龍法 '14) 47 - 1, 230 (230)

常識や文章読解力の欠如を晒すだけであることも少なくない。裁判官は関連する文章については前後関係、文脈から多角的にメールを分析し、真意を読み解く洞察力、想像力などを特に求められる。

(イ) 複合的なハラスメントについて

大学および研究者の世界には、一般企業とは異なる、特有の事情が存在する。それは、大学院では指導教授は単位認定権限を持ち、研究指導をし、時には各種奨学金申請の推薦、留学や就職の世話まで期待されることもある。特定の研究分野については狭い社会であり、研究レベルが修士、博士と進み、研究対象が特定されるに従い、指導教授との人間関係はそれだけ密になる。分野にもよるし教授の人柄にもよるが、指導教授と疎遠になり、さらには対立的な関係になり、それが他の研究者も知るところとなれば、当該分野で研究生活を続けることは難しくもなる。そのような事情が、指導教授や先輩による研究への不当な介入、すなわちアカデミック・ハラスメントの背景として常に存在している。

男性教授と女性の若手研究者の間ではそのような要素も加わるから、セクハラを拒絶し、それに対し抗議することを妨げる要因は極めて強くなっていく。その意味で、大学院生がもつ教授に対するイメージを注視し、セクハラについては慎重に判断する必要がある⁽¹²⁾。

女性准教授が年配の教授のセクハラを訴えたP大事件では、大学に訴えることで「自己のキャリア形成等にマイナスとなるのではないかと考えて、救済申立てに至るまでに相当逡巡した様子が認められ…自己に不利益が及ぶ危険をかえりみず、あえて虚偽のセクシュアル・ハラスメント被害を作出したものと到底考えられない」と指摘されている⁽¹³⁾。

本件でAは他大学から移ってきた博士課程の大学院生で、乙大にはまだ慣れない事情もあったし、28歳で通常の院生より3年ほどスタートが遅れている。メールを読む場合も、そのような事情も加味して慎重に検討され

なければならない。

(2) 被害者の意思把握上の留意点

(ア) 抗議、抵抗をためらう要因について

(a) セクハラ行為の被害者が力の限り抵抗はせず、抗議の意思もあからさまには示さず、外見上は比較的穏やかな態度をとる例は多いが、その要因を見極める必要がある。

有名な横山ノック事件では、再選を狙った横山大阪府知事が選挙カー内で女性運動員の隣に座り膝に毛布をかけ、下着の中までしつこく触ったが、運転手、警備の警官が同じ車内にいたから、小さな声でも伝えられたはずなのに声も上げなかった⁽¹⁴⁾。

横浜セクハラ事件では、建設会社の女子職員が営業所長に、昼休み時に事務所内で抱き付かれ、腕を強く組み顔を背けたりしたものの約20分にわたり何度もキスされ、ズボンの上から下腹部を触られ等したが、「余計にあおりたてることにならないよう、できるだけ平静な態度を装い、やっとの思いで『お昼過ぎちゃいますよ!』」等と言っただけであった。職員は、それまでは尊敬していたし、思もあったから突き飛ばすようなことはできなかったと説明した⁽¹⁵⁾。ところが横浜地裁は、そのような行為に「通常であれば冷静な思考及び対応を採ることはほとんど不可能」で、説明は不自然で信用できない、と述べた⁽¹⁶⁾。

P大事件では、着任したばかりの女性准教授が学部長経験もある教授から8ヶ月にわたり執拗に食事に誘われ続け、断り切れずに応じて行った居酒屋で、カウンターの陰で太腿辺りを数回撫でられたが、その手を振り払い「やめてください」とは言ったものの、それ以上、目立った抵抗はせず、同様の行為が繰り返された。駅で別れる際、男性は握手した手を身体に回そうとしたので、突き放すようにして逃れた。それでも、分かれた後、電車の中からメールで「今日は、いろいろとお気遣いいただき、あ

りがとうございました。ご馳走様になってしまいすみません」と礼を述べている。大阪地裁は、准教授は当該行為の後1時間半飲食を共にし、最後に雑炊を注文するなど、「一刻も早くその場を立ち去ろうと考える」者の行動とは見えない、と述べてセクハラを否認した⁽¹⁷⁾。

それらの見解は常識的にはみえるが、実は余りにも浅薄である。横浜セクハラ事件で東京高裁は、「米国における強姦被害者の対処行動」研究によれば、「直接的な行動（身体的抵抗）をとる者は被害者のうちの一部」で、「身体的又は心理的麻痺状態に陥る者」、安全に逃げるとか加害者を落着かせる対応方法に「考えを巡らす（認識的判断）にとどまる者」、その状況から逃れるために加害者と会話を続け、気持ちを变えるため「説得をしよう（言語的戦略）とする者」がある、「逃げたり声を上げるすることが一般的な対応であるとは限らない」と紹介し、セクハラの場合はさらに「職場での上下関係による抑圧や、同僚との友好的関係を保つための抑圧が…身体的抵抗という手段を採らない要因として働く」と指摘した⁽¹⁸⁾。

横山ノック事件で、芸能界の著名人で、現職知事でもあるノックの選挙運動を手伝おうとした女性が、ノックの行為が与えた心理的ショックにより金縛り状態に陥り、その場で抵抗できなかったとしても何ら不思議ではない。

P大事件で大阪高裁は、学部内での立場などを考慮すると、セクハラを受けたからといって「直ちに、その席を立って帰宅…は容易ではない」、「拒否的な態度や不快感を明確に示さなかったからといって…何ら不快感を抱かなかったといえるものではないことはもちろん、セクハラ行為がなかったことを推認させるといえるものではない」と判示している⁽¹⁹⁾。車中からのメールは、その後のセクハラ申立が実証したように反語法で、「しつこく誘っておいて、あの程度の居酒屋。しかも、あんなことまで。『お返し』はきちんとします」となり得る。

(b) 被害の後、直ちには周囲の人に訴えないこともあるし⁽²⁰⁾、日常と

変わらない態度をとり続けることも多い。被害の事実と直面することを避け、ショックを和らげるための自然な自己防御反応だといわれる。

丙音楽大事件では、准教授が指導し、オペラのピアノ演奏伴奏者に取り立て、卒業後の進路の相談に乗るなどしていた女子学生とコンサートに向いた先のホテルで性行為に及んだ。懲戒解雇された准教授は学生がその後も師弟関係を続けているから性行為に同意があったと主張したが、裁判所はそれは「同意」にはあたらないと判断した⁽²¹⁾。

(c) 被害の後も二度目の誘いを拒否した場合の反発・反応への恐怖(相手が有力者の場合)に駆られ、さらに同様の性的関係を続ける例も多く、それどころか、「被害者であったとは認めたくない」感情から、一時に好意的反応を見せることさえある⁽²²⁾。

熊本県バドミントン協会副会長による女性選手に対する事件では、セクハラが存在が認定されたが、強姦に近い性行為の後も、愛しているとの言葉を信じ性行為に応じ続け、遂には、夕食を作るために自宅に行くとし出ている⁽²³⁾。

(d) 要するに、セクハラであるか否かについて、行為時ないし直後に相手方から必ず拒絶的、抗議的な意思表示があるとは限らない。まして積極的に、抗議、抵抗といった対応をするとは限らない。それは今や常識であるが、本判決にはそのようなセクハラについての基礎的認識が致命的なまでに欠けていると言わざるを得ない。

(イ) 明確な拒否がない事実の評価について

(a) 本判決は、最初のキスについて、Xの「目の前で、言わば待っているというふうな感じ…自動的にキスになりました」という証言⁽²⁴⁾の信憑性を否定した。恋愛感情に触発された行為であればセクハラにならないわけではないが、Xは性行為を数回繰り返した後でも、Aに対する恋愛的感情はないと供述するから⁽²⁵⁾、当該キスは恋愛感情が昂じたものとの弁

明も成り立たない。とすると、そこに描かれるのは、自ら「少し朦朧としていた」という酔っぱらった63歳のXが、乙大時代の教え子でもなく「教員・学生という関係という意識」によるハードルはまったくない⁽²⁶⁾、知り合ったばかりの28歳の後輩の女子院生Aに学界の権威であることを背景に、抵抗や反発できないことを見越してキスを迫る図である。「親密になる契機」はなかったし「明示的な同意もないのに…一定の指導上の影響力を持っていた」Xがキスや性行為をしたことは(18頁)、典型的なセクハラ以外の何ものでもないばかりか、強制猥褻行為である。

(b) だが本判決は一転して、直後のメールの文言を根拠に、それはセクハラではないと断定する。「指導上の影響力」を考え「メールを送信せざるを得ないとしても…行為の直後であることを踏まえると、せいぜい儀礼的なものにとどまるものと考えられる」が、実際には「Xを嫌悪する調子が全く見られない」、むしろ子供の頃の思い出などをつづる「穏やかなもの」でしかなく、Aが「望まない性的な行為であったことをうかがわせるようなものは見られない」から、という理由である(29～30頁)。

だが、その認定には、前提(メールの正体の把握)から疑問がある。判旨(4)(a)では「…まずXの帰宅の無事を気遣い…自ら内心の問題を…」という。ところが京都地裁における本人尋問で、帰宅すると、Aから「もう無事にお帰りになったのでしょうか」と問うメールが入っていて、「傘をありがとう」と返信すると、直ちに、「私の心は闇です」というメールが入った、と証言した⁽²⁷⁾。同証言によれば、最初にAが送ったメールはXの帰宅を気遣うだけの文章であって、裁判所が言う、正に「儀礼的なもの」であった。しかし、甲9号証では、Aの最初のメールに、帰宅を問う言葉に続けて「心の闇」が書かれている⁽²⁸⁾。「傘を…」というXの返信は甲9号証からは削除されているが、それに「心は闇…」を誘い出すような文章があったことが推測される。裁判所が指摘するAの最初のメールはそのような経緯で成立したものである。内心の問題をAが自ら進んで話し始めたわ

けではなく、Xが2つのメールを接合し、一種の改竄を行なった結果、そのように見えるようになったのである。裁判官はそれを見抜くことができないだけでなく、筆者が意見書でそれを指摘した⁽²⁹⁾にもかかわらず無視している。そのため、最初からAが心の問題を打ち明けるような姿勢であったと誤認したことは、その後のAの対応についての誤認に繋がった可能性が高く、重大な過誤であった。

キスは下宿の入り口付近で行なわれた。性行為はAの下宿あるいは宿泊しているホテルの部屋に突然、入り込んでしている。いずれもAとしては逃げ場はない。拒否しようとすれば、大声で叫ぶか力の限り抵抗するか、いずれにせよ、大きな騒ぎになることは避けられない。そうなればXは面目丸つぶれになり、両者の関係は気まずいものになることは必至である。それはAとXの関係だけに止まらない。Xの後輩であり、Aの指導教授でもあるEにも影響し、AはEとも気まずい関係に陥る可能性が大である。そうではなく、XとE、さらには甲大の恩師Fとの対立関係が生まれることもあり得る。そうなれば周辺の大学院生にも何らかの形でその対立は波及する。いずれであっても、結局はAの乙大を中心とする研究環境は崩壊し、学界という狭い社会では研究者としての人生の断念を余儀なくされる可能性が大きい。Aとしてはそのような事態を避けたかったという状況にあったということを認識すべきである。

「嫌悪する調子」の意思を直ちに伝えられれば、通常は、その後の性的な行為は行われぬ。しかし一般に、公然と反抗すれば、事の善し悪しは別として、被害者が反って職場や研究室に居辛くなる、退職や研究活動の断念を余儀なくされるといったことが予測されるから容易にはそうはできない。加害者は自覚の程度はともかく、そのような事情で「同意」が「強いられる」ことを予測しつつ、あるいは期待して、その事情に乗じてセクハラを行なう。「同意」が「強いられる」関係に乗じて行かうからこそ、痴漢ではなくセクハラになるのである。

(c) メールについても、裁判所は、本件でAがどのような内容なら出すことができたか、具体的に思いを巡らしてみるべきである。

キスの直後にAが出したメールの中にキスを赦すとか期待していたことを明瞭に示す文言がない限り、当該メールを真の同意と見なすことはできない。E教授から自宅に送るよう指示されたAが、まず帰宅の無事を気遣うような文言を使うことは充分、あり得ることである。傘の礼を述べるXへの返信に「私の心は聞ですね」という言葉があるが、Xが自分のメールを削除しているうえに「聞」についての説明はないから、その意義は様々な解釈し得る。キスされた瞬間、あるいはその間、「今、Xを突き飛ばせば、気まずい関係になって、今後は研究指導を受けられなくなるかも知れない、我慢しよう」といった類の打算が僅かでも働いた、それに対する自己嫌悪を表しているとも理解し得る⁽³⁰⁾。繰り返し述べるように、セクハラはそのような打算を誘引するような関係を背景に行われることも多い。打算が介在したとしても、それは「強いられた同意」であることに変わりはない。

Aに対して、キス以降、Xから「自分のことを知ってほしいということ」で矢継ぎ早に「連日、1日数通の来信」があった⁽³¹⁾。その数も内容もXがデータから削除してしまったから正確には把握できないが、Aのメールから、回答せざるを得ないような質問も織り交ぜた内容であったとおおよその推測はつく。例えば、「写真はどれだけ受信できるのかはわかりません」、「散歩は下鴨本通りに出る疏水あたりです。近く予定のない日は8月の7日と8日です」などとある⁽³²⁾。それに対応する、前者には写真を送り、さらに送りたいという、後者には散歩道や近日中の予定を問うメールがあったに違いない。

次々入るメールに「強いられた同意」のままで対応せざるを得ないとなると困惑したにちがいない。それまで何の交流もなく、共通の話題を持たないAは、問われたことに答えるだけでは素っ気なさすぎると思えば、身

刃雑事など差障りのないことしか書くことがないから、必然的に「穏やかなもの」になっていく以外になかったと推測される。それを「穏やか」だから「望まない性的な行為であった」とはいえないという結論を導くのは、Aの置かれた立場や心情を想像する姿勢も能力も欠けていると評されてもやむを得まい。

(ウ) 嫌悪感表明・紛争処理機関への申立について

セクハラ被害者は、行為当時は驚き、恐怖などのため拒否できず、明確に嫌悪感を示すこともできず、時間が経ち、やや冷静になって、第三者への相談や紛争処理機関への申立てを行うことが多い。

(a) Aは07年10月31日、威儀を正す調子で「X先生」と呼びかけ、「A」の署名で、「元から辿りました。そしてはっきりと分かりました。最も早い時期に然るべき期間（筆者－「機関」のワープロミスと推測される）に訴えるべきだったこと」と言い⁽³⁰⁾、実際にも11月頃、乙大全学相談員にメールで相談し、08年1月にはE教授に相談し、11月にはウィメンズ・カウンセリングに通い、最後に09年6月にXが勤務していたYのハラスメント問題委員会に本件申立てを行なった。

本判決はその様な経過を、「相談や申立ては…その時々…反発等からなされた」が、本申立て以外は取下げられた、と指摘する（32頁）。取下げられれば申立は当初からなかったものとなるという趣旨であろうが、いかにも「法律家」らしい形式論である。

取下げたからといって、一度、公的機関に訴え、Xに対する措置を求めたり、Xの味方をする危険が予測される人物であるにもかかわらず、指導教授Eに相談したという事実は厳然たる事実として残り、それがなくなるわけではない。Aの内心を観察するには、その申立てた、相談したという事実こそが重要である。事実経過は、Xのセクハラに悩み、公の機関に訴えながら迷い、一旦取下げるがまた相談する、そうした逡巡があったこと

を示している。それは「Aが望まない行為であった」との判断を促しこそすれ、それに「疑問がある」ことの理由にはならない。

(b) そもそも性的関係についての「同意」が真意に基づくならば、セクハラとして救済を申立てることはない。公的機関への申立ては、AのXの行為に対する直接の抵抗とか抗議とは性格が異なる。

申立ては大学の人権に関わる委員会の調査とXへの懲戒的措置を求めることになるから、申立てを受けた委員会は客観的な証拠の収集、当事者、関係者からの聴き取りを行い、Xの行為を審議し、判断する。当事者もその過程に干渉することはできず、委員会の結論を待つしかない。関係者の間ではA・X間の紛争が知られずには済まないから、AとXの対立は決定的となる。そのような事態に進み、以後の研究指導を受けられなくなる事態を恐れて、覚悟が決まり切っていないAが申立てと取下げの間を逡巡したとしても無理はない。

本件で、Yの調査やそれに基づく措置がどうなるにせよ、Xから指導を受けられる関係が復活するわけはなく、Aにとっては何一つ利益はないにもかかわらず、公的機関へ申立てた。Xの行為を「望まない」どころか嫌悪、憎悪するからこそその行動である。一度、申立てたが取下げたから申立はなかった、といった法形式論が通用する余地はない。

(c) 本件で公的機関への申立てを考え始める頃から困惑と嫌悪感を表明するメールが目立つことは先に指摘した。後には一層顕著になる。本判決も「ただ射精が目的な人」などXに対する非難の存在を指摘しているが(24～26頁)、11月10日には「ドイツは大丈夫よ、あんだだけ変な哲学者を出したお国だから、Xにはうってつけねっ」、08年1月14日には「自分のことは棚に上げたまま生だの死だの愛だのやれ美だの醜だの、うるさいよ」、2月10日には「そのうち毒蛇遣わしてやる!」といった、「否定的」を超えた、「憎悪」の域のメールがある。それどころかXが脅迫と感じて警察に相談に出かけたほどのメール⁽³³⁾がある。それにもかかわらず、それらは

取り上げようとはせず、そのことについて説明もしないまま、Aのメールは「Xを嫌悪する調子が全く見られない」、「穏やかなもの」で「望まない性的な行為であったことをうかがわせるようなものは見られない」というのは（29～30頁）、余りにも偏った採証であるし、その結果、甚だしい事実誤認を犯していると言わざるを得ない。

（エ） 第二次セクハラについて

食事やカラオケに誘われて応じたこと、性的に不愉快な行為を受けながら積極的に抵抗しなかったこと等を相談を受けた者が責めたり、詰問すれば、それは被害者を二重に傷つけることになり、第二次セクハラと判断される。

本判決は、Xに対する嫌悪感の表明がないことをもって「望まない行為」であることを明確に示さなかったから、Xによるキスや性行為に同意したものとみている。その判示は、「望まない行為」であることを明確に示さなかったことを批判するに等しく、裁判官による第二次セクハラと評されてもやむを得ない内容である。

3. 「人間」把握上の過誤とメールの評価

本判決は、キスや最初の性行為の後のメールにも「Xを嫌悪する調子が全く見られない」ことを理由として、Aは同意してはいないとは判断できないとした（30頁）。それはXとAの立場と指導・被指導の関係、今後長く指導を受けるEとの関係などを考慮しない皮相な判断という以外にない。以下のような「人間」把握上の過誤もあり、文章の端々の言葉に幻惑されている点も無視できない。

(ア) Aについて

(a) 本判決は、相反する二種類のメールを、いずれもAの「内心と離れて記載されたとは受け止め難い」という見地から分析した(33～34頁)。それは、筆者が「Aはすべて、少なくともその時点ではどのメールも率直に書いた」とみたことと似ているようにみえるが、趣旨、意味内容は全く異なる。筆者は、Aはある時点(おそらく07年9月下旬ないし10月初旬)から精神状況のバランスを崩し始めた、その後はA本来の精神状態にある「A」とXとの恋愛関係にあると感じている「たまゆら」という2つの人格が交互に入れ替わる状況になったと判断し、それを前提として先のように述べたのである⁽³⁴⁾。

「内心と離れて記載され…」という指摘は無意味である。夢遊病でもない限り、必ず何らかの「内心」の動きが指を通じてパソコンのキーボードを打たせる。問題はその時の「内心」がどのような状態にあるかである。「穏やかで親密なメールと激烈で批判的なメールとが入り交じり、いずれが真意であるのか理解し難い」(33頁)以上、それは通常の心理状態ではないことを窺がわせるから、A自身が署名を「A」と「たまゆら」とに分けている意味と照らし合わせて当該メールの趣旨を考察する必要があった。

本件メール群は、量、Aの「感情の変遷」、表現の抽象性の程度に問題が大きく、「評価は容易ではない」、「いずれに位置付けるべきかすら困難なものもある」(34頁)。Aの夥しい数のメールを通読すれば、単一の人格の者のメールとして読むことが難しいことは誰でも感じ取ることである。意見書を提出した2人の医師はメールを分析して、対面した医学的診断ではないながら、「ボーダーライン・パーソナリティ」あるいは「解離性障害(の可能性)」を指摘された⁽³⁵⁾。本件で重要な位置を占める10月12日のメールの署名は最初の2通は「A」、「Xの言葉がぐんぐん染み込んできて…」メールは「たまゆら」とし⁽³⁶⁾、翌13日の「閉じようとしているのに…」、「夕立嫌いな…」は「たまゆら」、14日の「私はまだ抜け出せてない…」

は「A」である。それは、揺らいでいて自らの人格が常に一つではないことをA自身が自覚していることを示唆する。本判決も「関係の継続によってAの精神状態が悪化していった様子がうかがえる」と言いながら（14頁－第一審判決を引用）、それを忘れたかのごとく、Aという「人間」を人格的にも単一であり続けたとみて、メールを同列に置き、僅かに、「残念」という言葉や「白血病」に関わる話題にAが激しく反発したときだけを特別扱いし、それは例外で、結局、「Xの性的な行為が当初からAが望まないものであったことによるとは認め難い」と結論づける（32頁）。

本判決は、両者の「立場と社会的な関係に配慮し」たメールは「ごく初期のものに限られる」というが（34頁）、そのような「配慮」をし得た「初期」（07年10月初旬頃まで）から精神的バランスを崩したと見られる状況に移っていった理由は何か。「Aの望まない行為であったとの裏付けとなる」メールも存在したと述べながら、何故、Xの行為は「初期」からすべて「Aが望まないものであった」とは認め難い、と結論づけるのか（34頁）。

本件審理の焦点であったと考えられるが、理性的に審理を尽くしたのか、疑問を抱かざるを得ない。

（イ） Xについて

（a） Xは、Y調査委員会での聴き取り、訴訟となってからの準備書面、本人の意見書などで機会は幾らもあったが沈黙を続け、第一審最後の本人尋問になって初めて、Aによる反対尋問はないことを見越してか、キスや性行為をAが待っていたかのようにであったと主張した。長く沈黙していた理由を問われ、「証明しようのないことを言うつもりは最初からありませんでした」と答えた⁽³⁷⁾。しかし、それは説明になっていない。Yのヒヤリングでは、Aは「眼の奥の方からじーっと見つめながら、という感じ」とか、「安珍・清姫のイメージが湧く…女性の肌を持った、あったかい、つ

ややかな肌を持った白蛇が、するするっと自分を巻いているような…感じ」、最初の性行為の日にAの下宿に上がり込む状況については「電磁場…特有の雰囲気圏内に入って…」と述べていた⁽³⁸⁾。そのような「感じ」や「雰囲気」は証明できるものではあるまいが、供述は矛盾も甚だしい。

Xの態度にはその種の例が実に多い。7月29日にはタクシーに乗る前からAの下宿の所在地や前の道路が一方通行であることを知っていたが、知った経緯を問われても言を左右にして答えないし、8月1日頃に電話をしたところ、Aは下宿で話しましょうと提案したと主張するが、「提案」は内容的に凡そ常識外れであるし、何より、携帯電話の番号は2日19時28分のメールで初めて知らされたのであり、知らない番号に電話をできるわけがない⁽³⁹⁾。また、Aから「否定的メールが最初に登場するのは…10月30日」と主張するが⁽⁴⁰⁾、10月12日の「投げてこないで…」は否定的メールであると直感したからこそ、危機感をもって直ちに対応した。Aに原稿を届けさせ、また留学先について助言し、「Aが正常な世界で研究者としての道を開いていける方途を、懸命に考えています」と言いながら⁽⁴¹⁾、研究を応援する意識はないと証言し⁽⁴²⁾、指導・被指導の関係を否定する等々、いずれも事実に対し、矛盾に満ちている。

(b) セクハラ事件では客観的な証拠や目撃証言が得にくい事情があり、それだけに、双方の主張の一貫性や合理性、自然で無理がないこと等が焦点となる。それはほぼ確立した判例の態度である⁽⁴³⁾。

Y調査委員会にせよ法廷にせよ、紛争解決のための機関であり、事実を一つずつ確認しながら、問題全体を明確にし、評価していく。だが、Xは当初から、「記憶の問題ではありませんので、私の感覚の問題を申しあげます」という態度で⁽⁴⁴⁾、事実を曖昧なままにし、自己矛盾をも無視して「証明しようのないこと」を述べ立て、場当たり的に正反対のことも言う等、供述には一貫性も合理性も認められず、それだけでも、その主張・供述に信憑性はない。だが本件判決には、そのような視点からXの人物評価

をし、供述を検討する姿勢は全くうかがえない。

4. 事実認定の基本—事実と当事者の主張との関係について

事件の真相を把握する基本は、争いのない事実、証拠に基づき認定された事実⁴⁵⁾に依拠することである。ただ、すべての事実が発見されるとは限らないから、その時には、ある事実と次の事実を合理的な想像、推論で繋いでいく作業が求められる。当事者の主張は合理性、一貫性等を慎重に検討しながら取捨選択する必要がある。

本件では、①前、現の指導教授がわざわざ会食の席を設けて、研究者としてスタートしたばかりのAを学界の権威であるXに引き合わせた、②7月29日、自宅に帰るつもりであれば下宿近くでタクシーを止めてAだけ降ろせば足りることだが、XはAを異性として意識してAの下宿まで歩いた⁴⁵⁾。③恋愛感情を持っていないことを自覚しつつ、最初の8月5日は生理であることを伝えて拒否の意思を示しているにもかかわらず⁴⁷⁾、9月15日は翌日、Aは初めての重要な研究会発表のために準備に気を散られていることが想像されるにもかかわらず⁴⁸⁾、10月9日はチェックアウト前であるにもかかわらず、Xは部屋に行き明確な同意もなく性行為に及んだ。④XがAの下宿の所在地を知り得た経緯、方法について訊ねられても、Xは説明しない⁴⁶⁾。⑤Xは「つややかな肌を持った白蛇が、するすると自分を巻いているような…感じ」といった類の、極めて観念的で真偽も確認できないような表現を多用して主張を展開している。⑥携帯の番号を知らないにもかかわらず電話をしたと述べるなど、信憑性に欠ける供述が幾つもある。⑦Aは乙大の関係機関へ申立て（後に取下げ）、指導教授に相談し、カウンセリングを受け、最終的にY大ハラスメント問題委員会に申立てた。他方に、⑧Xに出したAの多数のメールと、削除し残したXのメールが相当数ある。

①から⑦までは客観的に確認された事実である。案件の真実確認のためには、①から⑦の動かし難い事実を重視し、判断の基礎に据える必要がある。

セクハラ事件では被害者の主観が重視されるとはいえ、メールではどのようにでも言い繕ったり、婉曲、逆説的表現が可能である。Aの「主観」も可能な限り客観的事実と照らし合わせながら認定していくべきで、メール上の文言は慎重に分析するとともに、参考に止めるべきである。

そもそも、尋問は実施されていないからAの「供述をそのまま前提とすることは相当でない」と述べながら(18頁)、Aのメールの文言をそのまま証拠と観るのは矛盾ではあるまいか。しかも本件では、Aの精神的バランスの問題もあり、基調がまったく異なる2様のメールの混在という特殊事情が加わる。どれもAが書いたとはいっても、そのA自身が「A」と「たまゆら」という2つの人格と観るしかない状況であるから、そこからAの真意を汲み取るにはよほど慎重でなければならない。だが本判決はいつのまにか、否定的メールは無視ないし過小評価し、Aの意思を正確には把握し損ねていると言わざるを得ない。

5. 小括

本判決は、セクハラを認定したY(調査委員会)の調査の手続き、判断内容とも過失はなかった、と判断した。Yはそれぞれに対する2回のヒヤリングをテープ起こしをして発言を精査し、夥しいメールを読んだ上で判断した。元々、性的に親密になる要素はなく、Xは研究指導を受ける立場にあるAに対し明示的な同意もないままキスや性行為を行い、それを告発するAの供述は「一概に排斥」できないものであり、「Aの望まない行為であったとの裏付けとな」るメールも存在する、Xの供述は多くの矛盾や虚偽を含み、一貫性もない以上、本来ならばセクハラが存在が認定されるべ

きであって、Tの調査および判定に過失はなかったと判断されるのは当然である。実際の調査にあたったY調査委員会の3人の委員は、役職上日頃からセクハラ問題について研鑽を積んでおり、その調査および判断は尊重されて然るべきであった。

判例を検討する際、事実認定それ自体の妥当性を問う作業も研究者として避けてはなるまい。裁判官だからといって、人間の心情の機微を捉える能力に優れ、事実認定について練達しているとは限らない。セクハラという特殊な問題に特別な研鑽を積んでいるわけでもない。証拠の「変造」は論外であるが、本件では重大な事実誤認があり、証拠書類の読解力の不足も露呈している。セクハラ問題についての訴訟が増加している今日、裁判官の基礎的知識、事実と事実をつなぐ想像力、判断力の向上が求められる。

- (1) 京都地判平25.1.29判時2194号131頁。セクハラ事件の多くは、当事者のプライバシーを考慮し、当事者名は判例雑誌でも略称されることが多いが、本件では高裁判決について新聞報道で大学名が報道されたため、被告についてはそのような配慮は無意味になった。
- (2) Y調査委「申立人との面談」(09年9月4日) 録音テープ起こし-乙2号証5~6頁。
- (3) 初期の、Aの7月30日午前1時12分発信のメールは「リズムというほどでもありませんが…ざっとこのようなものです」と1日の生活を紹介しているが、それを訊ねたXのメールはない。その後数日のメールも同様である。
- (4) 後述-2 (2) (イ) (b) 参照。
- (5) 原審も単にAのメールを羅列するだけで、Xのメールとの対応関係や送受信の順序については説明もなく、何を認定したのかも判らない、前掲注 (1) 判時2194号139頁。
- (6) 第一審甲9号証18~19頁。
- (7) 第一審甲35号証2頁。
- (8) 前掲注 (6) 甲9号証20~21頁。ちなみに、13日の署名は「たまゆら」、14日の署名は「A」である、その署名の意味については、3 (ア) 参照。
- (9) 前掲注 (4) 龍谷法学46巻2号53~54頁。
- (10) 前掲注 (6) 甲9号証22頁。
- (11) 前掲注 (1) 判時2194号141頁。
- (12) 上野千鶴子「『アカデミック・ハラスメント』って何?」上野編『キャンパ

- ス性差別事情』（三省堂、1997年）1頁以下、江原由美子「＜アカハラ＞を解決困難にする大学社会の構造体質」同14頁以下、沼崎一郎『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント対応ガイド（改訂増補版）』（嵯峨野書院、2005年）87頁等参照。
- (13) 同事件・大阪高判平24.2.28労判1048号70頁。
- (14) 1999年4月10日付各紙新聞。
- (15) 同事件・横浜地判平7.3.24労判670号25～26頁。
- (16) 前掲注（15） 労判670号26～27頁。
- (17) 同事件・大阪地判平23.9.16労判1037号31頁、33頁、35～36頁。
- (18) 同事件・東京高判平9.11.20労判728号21～22頁。
- (19) 前掲注（13） 労判1048号68～71頁。
- (20) 秋田農業短大事件・秋田地判平9.1.28判時1629号121頁、同・仙台高秋田支判平9.12.10判時1681号112頁。地裁はセクハラを非認、高裁支部は認定と判断が分かれた。
- (21) 同事件・東京地判平23.7.28労経速報2123号18頁。
- (22) 実証的研究として、日本フェミニストカウンセリング学会『フェミニストカウンセリング研究』（新水社、2007年）、日本フェミニストカウンセリング協会『性犯罪被害者心理への理解を広げるための全国調査報告書』（俱進会助成事業）など。
- (23) 同事件・熊本地判平9.6.25判時1638号135頁。
- (24) 12年9月6日、京都地裁本人調書5頁。
- (25) 前掲注（24） 本人調書25頁。
- (26) Y調査委09年9月15日ヒヤリングの録音テープ起こしー甲17号証27頁、甲23号証8～9頁、11頁。
- (27) 前掲注（24） 本人調書6頁。
- (28) 前掲注（6） 甲9号証1頁。
- (29) 萬井「セクハラ事件の特徴と自由心証主義－客観性、説得性を持つ『心証』の形成に求められるもの」龍谷法学46巻2号注（99）69～70頁。
- (30) 丙音楽大学事件で学生は、抵抗したが、服を脱がされそうになった時、「抵抗を続けることで、原告に疎んじられ、卒業もかなわなくなるのではないかと不安になるとともに、次第に今我慢した方が良いかも知れないという気持ちになり、原告のなすがままに…」と供述しているが、セクハラと認定された、前掲注（20） 労経速報2123号10頁。
- (31) Y調査委ヒヤリング（2009年9月4日）「申立人との面談」（録音テープ起こし）＝乙2号証2頁。
- (32) 前掲注（6） 甲9号証2頁。
- (33) 前掲注（6） 甲9号証34頁、62頁、105頁、146頁。
- (34) 前掲注（4） 龍谷法学46巻2号62頁、同53頁。
- (35) 第一審岸信之（京都桂病院精神科医師）意見書（甲34号証）および岩井圭

司（兵庫教育大学教授、臨床心理士・精神保健指定医）意見書（乙25、32号証）。

(36) 前掲注（6）甲9号証20～21頁および前掲注（4）参照。

(37) 前掲注（24）本人調書5頁。

(38) 第一審甲17号証15～16頁。

(39) 前掲注（4）龍谷法学46巻2号43～44頁、46～50頁。

(40) 前掲注（1）判時2194号137頁。

(41) 前掲注（31）甲24号証22頁および第一審甲12号証3～4頁。

(42) 前掲注（24）本人調書29頁、31頁。

(43) 当事者の主張の論理性、一貫性の存否を重視するものとして、東北大学事件・仙台地判平11.5.24判時1705号145頁。同事件では、MはNの修士論文の作成や博士課程への進学以降も丹念に指導し、Nが不安神経症の発作等の際は介護したが、次第に身体に触ったり恋愛感情を伝えるようになった。困惑していたNはMに誘われ断り切れずに盛岡への一泊の旅行に行き、そこで初めて性行為をし、その後も近くのホテルでの性行為があったが、裁判所は、Mの「同意」や恋愛関係という主張は認めず、不法行為と判断した。P大学事件では主張・証言などは「具体的でかつ詳細で、迫真性もある上、終始一貫しており、その内容等に特段不自然・不合理な点はない」という（前掲注（18）労判1048号70頁）。横浜セクハラ事件では「供述自体」の自然性、合理性を指摘し（前掲注（17）労判728号21頁）、広島市大事件でも同様である（同事件・広島地判平15.12.24、同事件・広島高判平17.5.27－いずれも判例集未登載－共同通信電子版）。

(44) 第一審甲17号証14頁。

(45) 前掲注（24）本人調書5頁、前掲注（1）判時2194号139頁。

(46) 前掲注（4）龍谷法学46巻2号43～44頁。

(47) 前掲注（1）判時2194号139頁。ちなみに、甲音楽大事件では、学生が「『生理です。』とうそまで言って拒否し…」と認定されている、前掲注（20）労経速2123号17頁。

(48) Y調査委09年11月17日「申立人との面談（第2回）」（録音テープ起こし）＝乙3号証4頁。